平成２９年（家）第２０２２１号
大分市中島西３丁目２番26号大分弁護士ビル３階弁護士法人平山法律事務所
申立人　岡田　壮平
本籍大分県大分市大字勢家50番地５の１、最後の住所大分市大字下郡1410番地、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日平成28年９月14日、出生の場所台湾台北州台北市、出生年月日昭和７年８月５日、職業無職
被相続人　亡　橋本　典男
催告期間満了日　平成30年７月15日
大分家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２９年（へ）第１３１号
秋田県男鹿市船川港南平沢字林台96番地１
申立人　株式会社ケーズファクトリィ
代表者代表取締役　鎌田　義一
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＴＴ211031
金額　389,000円
支払期日　平成29年４月30日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成28年12月31日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１３５号
東京都台東区北上野１丁目８番１号
申立人　大精電機株式会社
代表者代表清算人　龍野　正樹
申立人代理人弁護士　本間　豊
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　３通
⑴手形番号　ＮＡ40191
金額　1,790,208円
支払期日　平成29年４月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行神田駅前支店
振出日　平成28年12月31日
振出地　東京都台東区
振出人　大精電機株式会社　代表取締役　山岡勝城
受取人　テラル株式会社
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＮＡ40195
金額　356,400円
支払期日　平成29年５月31日
振出日　平成29年１月31日
⑶手形番号　ＮＡ40197
金額　312,552円
支払期日　平成29年６月30日
振出日　平成29年２月28日
⑵及び⑶の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第１６１号
大分県日田市大字日高2515番地の３
申立人　有限会社栗山機工作所
代表者代表取締役　栗山　保士
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＩ202800
金額　1,100,000円
支払期日　平成28年３月５日
支払地　東京都江戸川区
支払場所　株式会社三井住友銀行西葛西支店
振出日　平成27年11月20日
振出地　白地
振出人　三井造船環境エンジニアリング株式会社　代表取締役　福井　馨
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１７３号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原1357番地の３
申立人　有限会社渡辺製作所
代表者代表取締役　渡邉　清助
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＤ39950
金額　300,000円
支払期日　平成29年９月25日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行日本橋中央支店
振出日　平成29年６月25日
振出地　埼玉県入間市
振出人　株式会社ソーシン　代表取締役　中野武彦
受取人　株式会社湯原製作所
裏書人　株式会社湯原製作所　代表取締役　湯原　正史
被裏書人　有限会社渡辺製作所
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第１７５号
広島県廿日市市串戸１丁目11番１号
申立人　堀越車体部品販売株式会社
代表者代表取締役　十川　孝行
権利を争う旨の申述の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＵ51404
金額　1,097,987円
支払期日　平成30年２月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成29年10月25日
振出地　川崎市
振出人　三菱ふそうトラック・バス株式会社　代表取締役　マーク・リストセーヤ
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第４号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
愛知県刈谷市野田町西屋敷142番地
申立人　山岡　桂爾
権利の届出の終期　平成30年３月28日
平成29年12月７日　安城簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　刈谷市野田町西屋敷149番　150番合
宅地　502.47平方メートル
⑵登記年月日番号　名古屋法務局刈谷支局明治29年10月１日（受付番号不詳）
⑶登記した権利の内容（土地登記簿丁区欄１番に記載のあるもの）
明治29年９月23日抵当権設定
抵当権者　不明
債権額　金120円
利息　１円につき１ケ月に金１毛
弁済期　明治30年12月20日

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第３５０号
栃木県宇都宮市鶴田２丁目17番16号
申立人　福田　　功
本籍栃木県鹿沼市板荷4587番地、最後の住所ブラジル連邦共和国ゴイアス州ゴヤツバ市ルアミナスジェライス825
不在者　福田　　勝
昭和12年２月６日生
届出期間満了日　平成30年４月20日
宇都宮家庭裁判所

平成２９年（家）第６３０号
埼玉県川口市仲町１番33―303号ライフピア川口
申立人　児玉健太郎
本籍東京都荒川区東日暮里５丁目27番地、最後の住所埼玉県富士見市渡戸３丁目16番30号三上荘202
不在者　児玉　　功
昭和11年８月22日生
届出期間満了日　平成30年４月27日
さいたま家庭裁判所川越支部